第２　様式記載要領

第16号様式（提出用）

受付印

令和　7　年　6　月　20　日

東京都　港　都税事務所長殿

※処理事項	整理番号	事務所	処理区分	区分	事業者コード	申告区分	予備
							13
	発						年　月　日
	通信						

記入不要

申告者	住所又は所在地	東京都新宿区西新宿2－8－1　電話（　03　）1234　－　5678
	氏名又は名称	株式会社　○○たばこ
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。　1　2　3　4　5　6　7　8　9　0　1　2　3

令和　07　年　05　月分　都たばこ税の　申告書　※

課税標準数量 ①		255,000 本
税額 ②		272,850 円
課税免除を受けようとする本数		500 本
課税免除を受けようとする税額 ③		535 円
返還控除を受けようとする本数		2,400 本
返還控除を受けようとする金額 ④		2,568 円
差引（②－③－④）⑤		269,747 円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥		0 円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額（⑤－⑥）		269,747 円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号　（　普通　・　当座　）	

東京都主税局

○色のついている欄に必要事項を入力してください。
○本数を記載する場合の１本未満の端数は、その端数を切り捨てて記載してください。
○それ以外の税額、金額等の欄は自動計算されます。
（税額に１円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて計算されます。）

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【申告の種類】
申告書･修正申告書のいずれかを選択してください。

【課税標準数量】
前月における売渡し等に係る製造たばこの課税標準となる本数の合計数を記載してください（課税免除を受けようとする製造たばこの本数を含みます。）。
この欄に記載する数値は、「品目別課税標準数量明細書」、「区市町村別課税標準数量明細書」の合計数量とそれぞれ一致します。

【課税免除】
地方税法第74条の６第１項の規定により課税免除を受けようとする製造たばこについて記載してください。 また、課税免除事由（74条の６第１項第１～４号）ごとの本数の内訳を記した書類（様式は任意です） を添付してください。

【返還控除】
販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者から返還を受けた場合に記載し、「返還に係る製造たばこの明細書」を添付して提出してください。

【既に納付又は還付の確定した税額又は金額】（修正申告の場合）
修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付の確定した税額又は還付の確定した金額を記載してください（還付の確定した金額がある場合には、その金額の直前の単位（けた）に△印を記入してください。）。

第16号様式別表1（提出用）

品目別課税標準数量明細書

申告者の氏名又は名称

株式会社　○○たばこ

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

1　2　3　4　5　6　7　8　9　0　1　2　3

※処理事項

事業者コード	処理区分	申告区分
1　3		

記入不要

令和 07 年 05 月分

01 枚のうち
01 枚　目

品　目	売渡し又は消費等の数量（上億　百万　千　本(g)）
紙巻たばこA	50,000.0
紙巻たばこB	30,000.0
紙巻たばこC	30,000.0
パイプたばこD	40,000.0
パイプたばこE	20,000.0
葉巻たばこF	30,000.0
葉巻たばこG	30,000.0
刻みたばこH	10,000.0
かみ用の製造たばこI	10,000.0
かぎ用の製造たばこJ	10,000.0
加熱式たばこK	フィルター等を含まない重量を記載
紙巻たばこ小計	110,000.0
パイプたばこ小計	60,000.0
葉巻たばこ小計	60,000.0
刻みたばこ小計	5,000.0
かみ用の製造たばこ小計	5,000.0
かぎ用の製造たばこ小計	5,000.0
加熱式たばこ小計	10,000.0
合計	255,000.0

東京都主税局

品目ごとに
売渡し等数量を記載

区分ごとの
小計・合計を記載

○この様式は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に記載する製造たばこの数量について、品目ごとの内訳を計上するものです。
○色のついている欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【品目別数量の記載】
○計上対象は、都たばこ税の課税対象である以下の売渡し等の数量です。
・都内に所在する小売販売業者の営業所への売渡し
・消費者等への売渡し（都内に所在する事務所等で管理する製造たばこ）
・消費その他の処分（同上）
○**紙巻たばこについては本数を、それ以外のたばこについては重量を記載してください。**
ただし、加熱式たばこの重量は、フィルター等を含まない重量を記載してください。
○課税免除事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
・輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
・品質悪変等による販売不適品の廃棄
・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等
○重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【小計・合計の記載】
○明細書最終ページの末尾の欄には、製造たばこの区分ごとの小計及び合計を記載してください。
○以下の製造たばこについては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したものを記載します。
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※　１本当たりの重量が１ｇ未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻たばこの１本に換算します。
○加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量を記載してください。
（換算方法は、都たばこ税の手引４～５ページをご参照ください。）
○小数点以下１位未満の数値があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出します。

※　合計欄に記載する数値は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」の数値と原則一致します。ただし、加熱式たばこの取扱いがある場合は、端数処理の関係等で一致しない場合もあります。

第16号様式別表2（提出用）

区市町村別課税標準数量明細書

申告者の氏名又は名称

株式会社　○○たばこ

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

1　2　3　4　5　6　7　8　9　0　1　2　3

事業者コード　処理区分　申告区分

※処理事項

記入不要

令和 07 年 05 月分

01 枚のうち
01 枚　目

区市町村名	売渡し又は消費等の合計数量
A区	40,000.0
B区	30,000.0
C区	30,000.0
D区	30,000.0
E区	30,000.0
F市	15,000.0
G市	10,000.0
H市	10,000.0
I市	10,000.0
J市	20,000.0
K町	30,000.0
合計	255,000.0

区市町村ごとに
売渡し等数量を記載

東京都主税局

○この様式は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に記載する製造たばこの数量について、区市町村ごとの内訳を計上するものです。
○色のついている欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【区市町村別数量の記載】
○計上する区市町村については、次のとおり区分してください。
・小売販売業者への売渡し：小売販売業者の営業所が所在する区市町村
・消費者等への売渡し及び消費等：当該製造たばこを直接管理する事務所等が所在する区市町村

【製造たばこの売渡し又は消費等の合計数量】
○この欄には、以下を合算したものを記載してください。
・紙巻たばこの本数
・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※１本当たりの重量が１ｇ未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻たばこの１本に換算します。
・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）
※小数点以下１位未満の端数があるときにはその端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出してください。

【合計数量の記入】
○区市町村ごとの数量の合計を、明細書最終ページの末尾に記入してください。
○合計欄に記載する数値は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」の数値と一致します。

第16号の2様式（提出用）

受 払 い 報 告 書

申告者の氏名又は名称	株式会社　○○たばこ
個人番号又は法人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
※処理事項	事業者コード　処理区分　申告区分 記入不要 1 3

令和 07 年 05 月分

摘　　要		数　　量（十億 百万 千 本）
前々月末在庫		5,200,000.0
受入れ	輸入・製造	1,000.0
	卸売販売業者等からの買受け等	1,600,000.0
	返還	2,400.0
	その他	
	合計	1,603,400.0
払出し	卸売販売業者等への売渡し等	715,000.0
	①のうち小売販売用	100,000.0
	小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等	995,000.0
	合計（①＋③－②）	1,610,000.0
前月末在庫		5,193,400.0
備考	各欄に記載した事項について、参考となるべき事項を記載してください。	

東京都主税局

「卸売販売業者等からの買受け等明細書」の合計数量を記載

「卸売販売業者等への売渡し等明細書」の合計数量を記載

「小売販売業者への売渡し等明細書」の合計数量を記載

○この様式は、前月の初日から末日までの間における、製造たばこの購入及び販売に関する事実を計上し、前月末在庫数量を算出するものです。都内に主たる事務所等を有する事業者の方は、申告書とあわせて毎月提出してください。
○色のついている欄に必要事項を入力してください（それ以外の欄は自動計算されます。）。
○小数点以下１位未満の端数がある場合はその端数を切り捨て、小数点以下１位まで計上してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【前々月末在庫】
前月の初日に実際に所有している製造たばこの数量を記載してください。
（この数量は前月提出分の受払い報告書の「前月末在庫数量」と一致します。）

【受入れ】
○卸売販売業者等からの買受け等
卸売販売業者等から取得した全ての製造たばこの数量を記載してください。
（「返還」欄に記載するものを除きます。）
（例）卸売販売用として買い受けた製造たばこ、小売販売用として買い受けた製造たばこ、その他通常の売買契約以外の方法で取得した製造たばこ　等
○返還
販売契約の解除その他やむを得ない理由により、取引先の小売販売業者から返還を受けた製造たばこ（小売販売業者でもある卸売販売業者等に小売販売用として売渡した製造たばこを含みます。）の数量を記載してください。

【払出し】
○卸売販売業者等への売渡し等：①及び②
卸売販売業者等に払い出した全ての製造たばこの数量を記載してください。
（小売販売用として買い受けた製造たばこを返還する場合を除きます。）
○小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等】：③
都道府県たばこ税の課税客体となる売渡し及び消費等に係るすべての製造たばこの数量を記載してください（課税免除事由に該当する製造たばこについても含めて記載してください。）。

※小売販売業者でもある卸売販売業者等に対し、小売販売用として売り渡す製造たばこの数量については、①、③の両方に計上し、さらに内数として②にも記載することにより差引計算を行います。

第16号の2様式別表１（提出用）

卸売販売業者等からの買受け等明細書

申告者の氏名又は名称	株式会社　○○たばこ
個人番号又は法人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※処理事項　事業者コード　処理区分　申告区分　日　1 3

記入不要

令和 07 年 05 月分　01 枚のうち 01 枚目

卸売販売業者等の氏名または名称	数量
株式会社　A	100,000.0
株式会社　B	700,000.0
C　株式会社	500,000.0
株式会社　D	180,000.0
E　株式会社	70,000.0
株式会社　F	50,000.0

卸売販売業者等ごとに買受け数量を記載

東京都主税局

○この様式は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等からの買受け等」欄に記載する製造たばこの数量について、卸売販売業者等ごとの内訳を計上するものです。
○色のついている欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【数量】
○計上の対象となるのは、卸売販売業者等から取得した全ての製造たばこの数量です。
（契約解除等の理由により、小売販売業者でもある卸売販売業者等から小売販売用として売渡した製造たばこが返還された場合を除きます。）
・卸売販売用として買受けた製造たばこ
・小売販売用として買受けた製造たばこ
・その他、通常の売買契約以外の方法で取得した製造たばこ

○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。
・紙巻たばこの本数
・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※１本当たりの重量が１ｇ未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻たばこの１本に換算します。
・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）
※小数点以下１位未満の端数があるときにはその端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出してください。

○この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等からの買受け等」の数量と一致します。

※明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。

第16号の2様式別表２（提出用）

卸売販売業者等への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称：株式会社　○○たばこ

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※処理事項　事業者コード　処理区分　申告区分
記入不要

令和 07 年 05 月分　01 枚のうち　01 枚目

卸売販売業者等の氏名又は名称	数量（億 百万 千 本）
株式会社　F	100,000.0
うち小売販売用	50,000.0
株式会社　G	80,000.0
H　株式会社	100,000.0
	20,000.0
株式会社　I	10,000.0
うち小売販売用	
J　株式会社	5,000.0
うち小売販売用	
K　株式会社	120,000.0
うち小売販売用	10,000.0
株式会社　L	200,000.0
うち小売販売用	20,000.0
うち小売販売用	
うち小売販売用	
うち小売販売用	
うち小売販売用	

東京都主税局

卸売販売業者等ごとに売渡し数量を記載

○この様式は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等への売渡し等①」欄及び「①のうち小売販売用②」欄に記載する製造たばこについて、卸売販売業者等ごとの内訳を計上するものです。
○色のついている欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【数量】
○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。
・紙巻たばこの本数
・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※１本当たりの重量が１ｇ未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻たばこの１本に換算します。
・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）
※小数点以下１位未満の端数があるときにはその端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出

【うち小売販売用】
○小売販売業者でもある卸売販売業者等に売渡した製造たばこのうち、小売販売用として売渡した数量を内数として記載してください。

○この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等への売渡し等①」及び「①のうち小売販売用②」の数量とそれぞれ一致します。

※明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。

第16号の2様式別表３（提出用）

小売販売業者への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称
株式会社　○○たばこ

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

記入不要

処理区分　申告区分
予備　申告年月日
1 3

令和 07 年 05 月分

01 枚のうち
01 枚 目

都道府県名	数量（十億 百万 千 本）
A県	100,000.0
B県	100,000.0
C県	100,000.0
D県	150,000.0
E県	150,000.0
東京都	255,000.0
F県	140,000.0

東京都主税局

都道府県ごとに
売渡し等数量を記載

○この様式は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」欄に記載する製造たばこの数量について、都道府県別の数量を記載するものです。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【都道府県名】
○計上する都道府県については、次のとおり区分してください。
・小売販売業者への売渡し：小売販売業者の営業所が所在する都道府県
・消費者等への売渡し及び消費等：当該製造たばこを直接管理する事務所等が所在する都道府県

【数量】
○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。
・紙巻たばこの本数
・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※１本あたりの重量が１g未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻きたばこの１本に換算します。
・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）

○課税免除事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
・輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
・品質悪変等による販売不適品の廃棄
・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等

【東京都分の数量】
東京都分として計上する数量は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に計上する数量と一致します。

○この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の数量と一致します。
※　明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。

第16号の5様式（提出用）

返還に係る製造たばこの明細書

申告者の氏名又は名称
株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※処理事項 事業者コード 処理区分 申告区分 予 1 2
記入不要

令和 07 年 06 月申告分

01 枚のうち
01 枚 目

品目	数量（千億 百万 千 本(g)）	返還の理由及びその他参考となるべき事項
紙巻たばこA	1,200.	品質低下による販売不適品
紙巻たばこB	200.0	
パイプたばこC	400.0	
葉巻たばこD	300.0	
刻みたばこE	200.0	
かみ用の製造たばこF	100.0	
かぎ用の製造たばこG	100.0	
加熱式たばこH	100.0	
紙巻たばこ小計	1,400.0	
パイプたばこ小計	400.0	
葉巻たばこ小計	300.0	
刻みたばこ小計	100.0	
かみ用の製造たばこ小計	50.0	
かぎ用の製造たばこ小計	50.0	
加熱式たばこ小計	100.0	
合計	2,400.0	

品目別数量を記載

区分ごとの
小計・合計を記載

東京都主税局

○この様式は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、取引先の小売販売業者から返還を受けた製造たばこについて、返還又は還付を受けようとする場合に提出するものです。
○返還控除を受けられるのは、申告書を期限内に提出する場合に限ります。
○色のついている欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【品目別数量の記載】
○前月までに返還を受けた製造たばこの数量を計上してください。
○**紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ・加熱式たばこ以外の製造たばこについては重量を記載してください。加熱式たばこは、紙巻たばこ本数に換算し、本数を記載してください。**
（加熱式たばこの換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）
○重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【返還の理由及びその他必要となるべき事項】
○返還控除等を申請するに至った理由等、認定にあたり参考となる事項を記載してください。

【小計・合計の記載】
○明細書最終ページの末尾の欄に、製造たばこの区分ごとの小計及び合計を記載してください。
○以下の製造たばこについては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したものを記載します。
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※１本当たりの重量が１ｇ未満の葉巻たばこについては、その１本をもって葉巻たばこの１本に換算します。
○加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量を記載してください。
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）
○小数点以下１位未満の数値があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出します。

※ 合計欄に記載する数値は、「都たばこ税の申告書」の「返還控除を受けようとする本数」欄の数値と一致します。

9　営業の開廃等の報告書（開始）

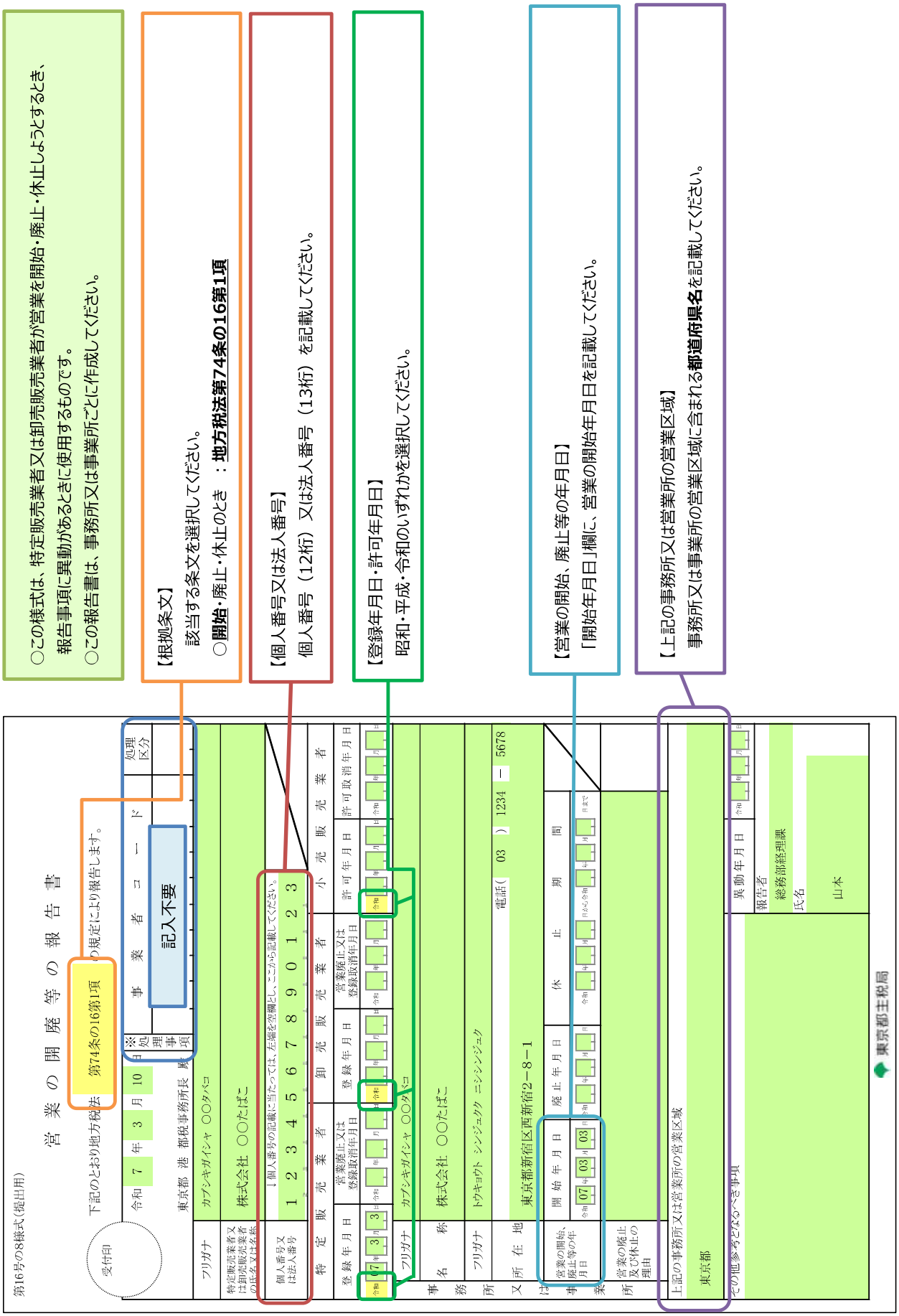

第16号の8様式(提出用)

営業の開廃等の報告書

受付印

下記のとおり地方税法 第74条の16第1項 の規定により報告します。

令和 7 年 3 月 10 日

東京都 港 都税事務所長 殿

※処理事項	事業者コード	処理区分
	記入不要	

フリガナ	カブシキガイシャ ○○タバコ
特定販売業者又は卸売販売業者の氏名又は名称	株式会社 ○○たばこ
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特定販売業者		卸売販売業者		小売販売業者	
登録年月日	営業廃止又は登録取消年月日	登録年月日	営業廃止又は登録取消年月日	許可年月日	許可取消年月日
昭和 年 月 日	令和 年 月 日	昭和 59 年 12 月 01 日	令和 年 月 日	昭和 59 年 12 月 01 日	令和 年 月 日

事務所又は事業所	フリガナ	カブシキガイシャ ○○タバコ シンジュクエイギョウショ
	名称	株式会社 ○○たばこ 新宿営業所
	フリガナ	トウキョウト シンジュクク ニシシンジュク
	所在地	電話(03) 1234 － 5678 東京都新宿区西新宿2－8－1
	営業の開始、廃止等の年月日	開始年月日：令和 年 月 日 廃止年月日：令和 年 月 日 休止期間：令和 07 年 04 月 01 日から令和 07 年 09 月 30 日まで
	営業の廃止及び休止の理由	取引会社の事業廃止のため

上記の事務所又は営業所の営業区域

その他参考となるべき事項

異動年月日 令和 年 月 日

報告者

総務部経理課

氏名

山本

東京都主税局

○この様式は、特定販売業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しようとするとき、報告事項に異動があるときに使用するものです。
○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】
○開始・廃止・**休止**のとき　：**地方税法第74条の16第1項**

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】
昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

【営業の開始、廃止等の年月日】
○「休止期間」欄に、営業を休止する期間を記載し、「営業の廃止及び休止の理由」欄に休止の理由を記載してください。
○営業の休止期間が１か月を超えない場合には、報告書の提出を省略しても差し支えありません。

11　営業の開廃等の報告書（廃止）

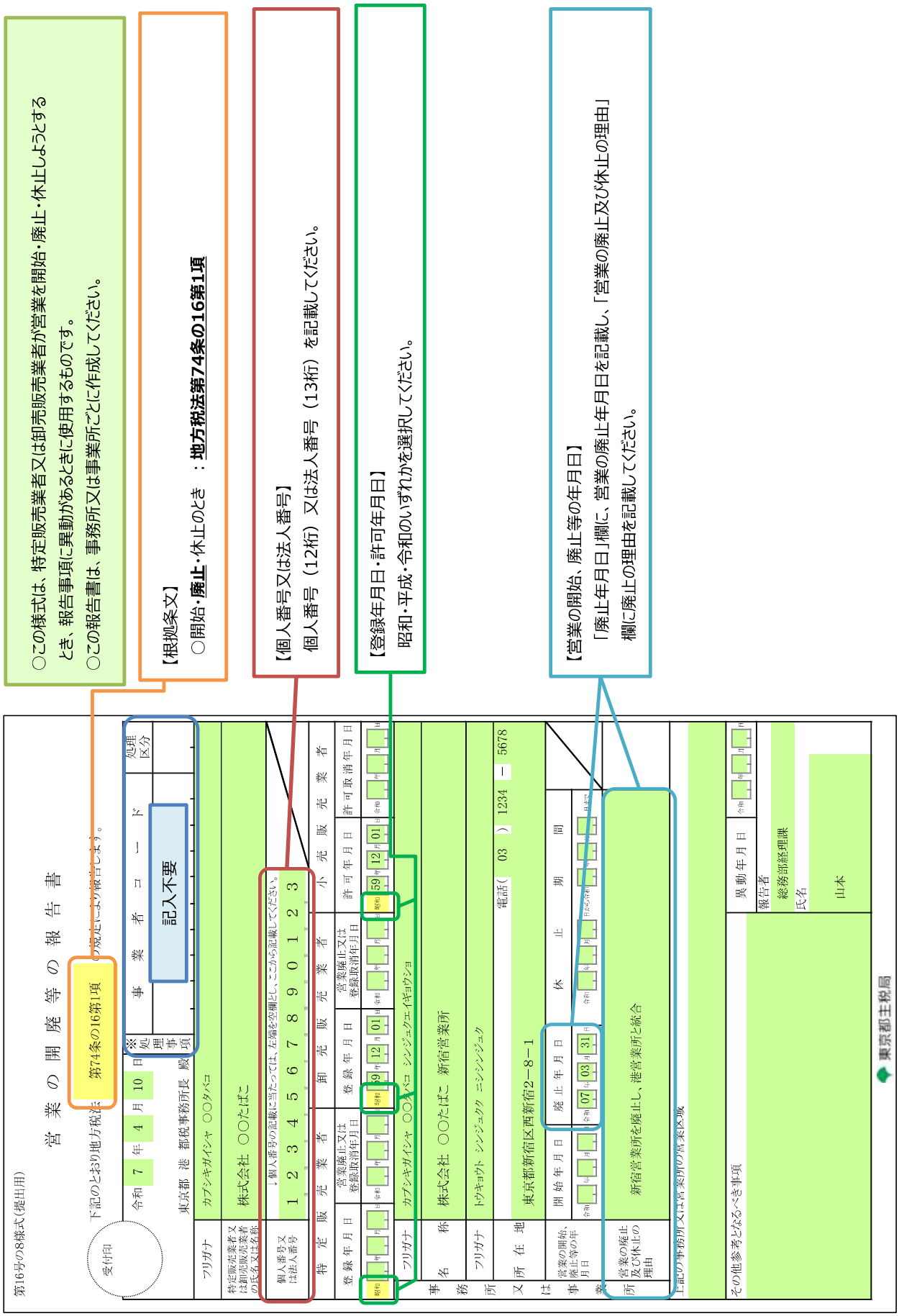

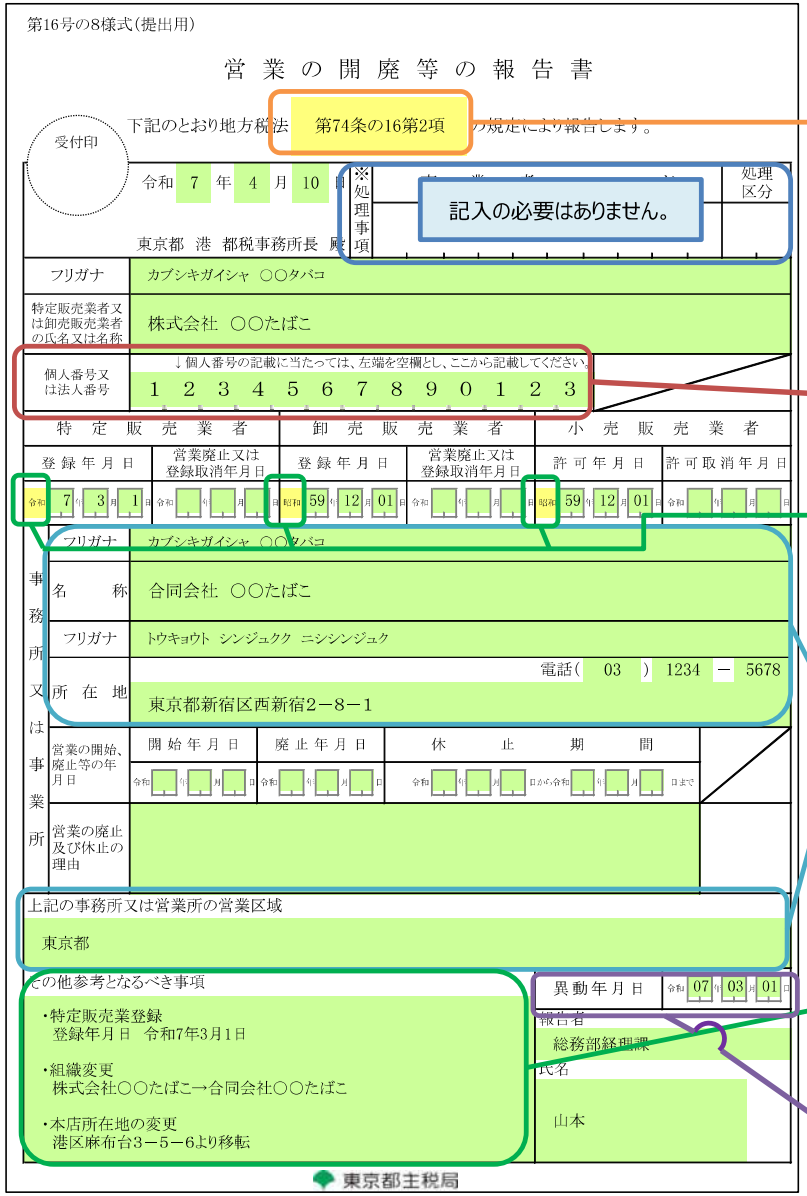

第16号の8様式(提出用)

営業の開廃等の報告書

下記のとおり地方税法 第74条の16第2項 の規定により報告します。

受付印

令和 7 年 4 月 10 日

東京都 港 都税事務所長 殿

※処理事項

記入の必要はありません。

処理区分

フリガナ	カブシキガイシャ ○○タバコ
特定販売業者又は卸売販売業者の氏名又は名称	株式会社 ○○たばこ
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特定販売業者		卸売販売業者		小売販売業者	
登録年月日	営業廃止又は登録取消年月日	登録年月日	営業廃止又は登録取消年月日	許可年月日	許可取消年月日
令和 7年 3月 1日	令和 年 月 日	昭和 59年 12月 01日	令和 年 月 日	昭和 59年 12月 01日	令和 年 月 日

事務所又は事業所

フリガナ	カブシキガイシャ ○○タバコ
名称	合同会社 ○○たばこ
フリガナ	トウキョウト シンジュクク ニシシンジュク
所在地	電話(03) 1234 － 5678 東京都新宿区西新宿2－8－1

営業の開始、廃止等の年月日	開始年月日	廃止年月日	休止期間
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
営業の廃止及び休止の理由			

上記の事務所又は営業所の営業区域

東京都

その他参考となるべき事項

・特定販売業登録
　登録年月日　令和7年3月1日

・組織変更
　株式会社○○たばこ→合同会社○○たばこ

・本店所在地の変更
　港区麻布台3－5－6より移転

異動年月日 令和 07年 03月 01日

報告者

総務部経理課

氏名

山本

東京都主税局

○この様式は、特定販売業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しようとするとき、報告事項に異動があるときに使用するものです。
○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】
○**報告事項に異動があるとき**：**地方税法第74条の16第2項**

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】
昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

異動後の名称、所在地等を記載してください。

【その他参考となるべき事項】
当該異動事項についての異動前の内容、異動理由等、その他参考となる事項を記載してください。

【異動年月日】
当該異動事由が生じた年月日を記載してください。

13　都たばこ税納付書

○都たばこ税額を金融機関で納付する際に使用します。
○３枚複写の場合、一番上が「領収証書」となっています。

住所・氏名（法人の場合は所在地・名称及び代表者名）を記入してください。

３月行為分(4月申告）～翌２月行為分(3月申告）が一調定年度となります。

売渡しを行った年月を記入してください。

事業者コードを右詰めで記入してください。

申告すべき都たばこ税額を右詰めで記入してください。

○合計金額も忘れずに記入してください。
○最上位桁の左欄に「￥」記号を記入してください。
○合計金額欄の訂正はできませんので、金額を誤記した場合は新たな納付書をお使いください。

当該月分の申告納期限を記入してください。

金融機関窓口で「領収日付印」を押印のうえ、領収証書をお渡しします。大切に保管してください。

都たばこ税領収証書

都道府県コード	納付事務所コード	税目コード	
13	2 0 3	1 7	610

東京都

口座番号	加入者
00120-9-960610	東京都会計管理者

所在地及び氏名又は名称

東京都新宿区西新宿２－８－１

株式会社　○○
代表取締役　○○　○○

年度	※　処理事項	事業者コード
0 7		1 3 1 2 3 4 5 6 7 8

申告期間	申告区分
0 7 年 0 5 月 分（から　年　月分まで）	申告　修正　更正　決定

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額						1	9	4	7	8	1
延滞金											
過少申告加算金											
不申告加算金											
重加算金											
合計額					￥	1	9	4	7	8	1

納期限	年	月	日
	0 7	0 6	3 0

課税事務所	東京都港都税事務所

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

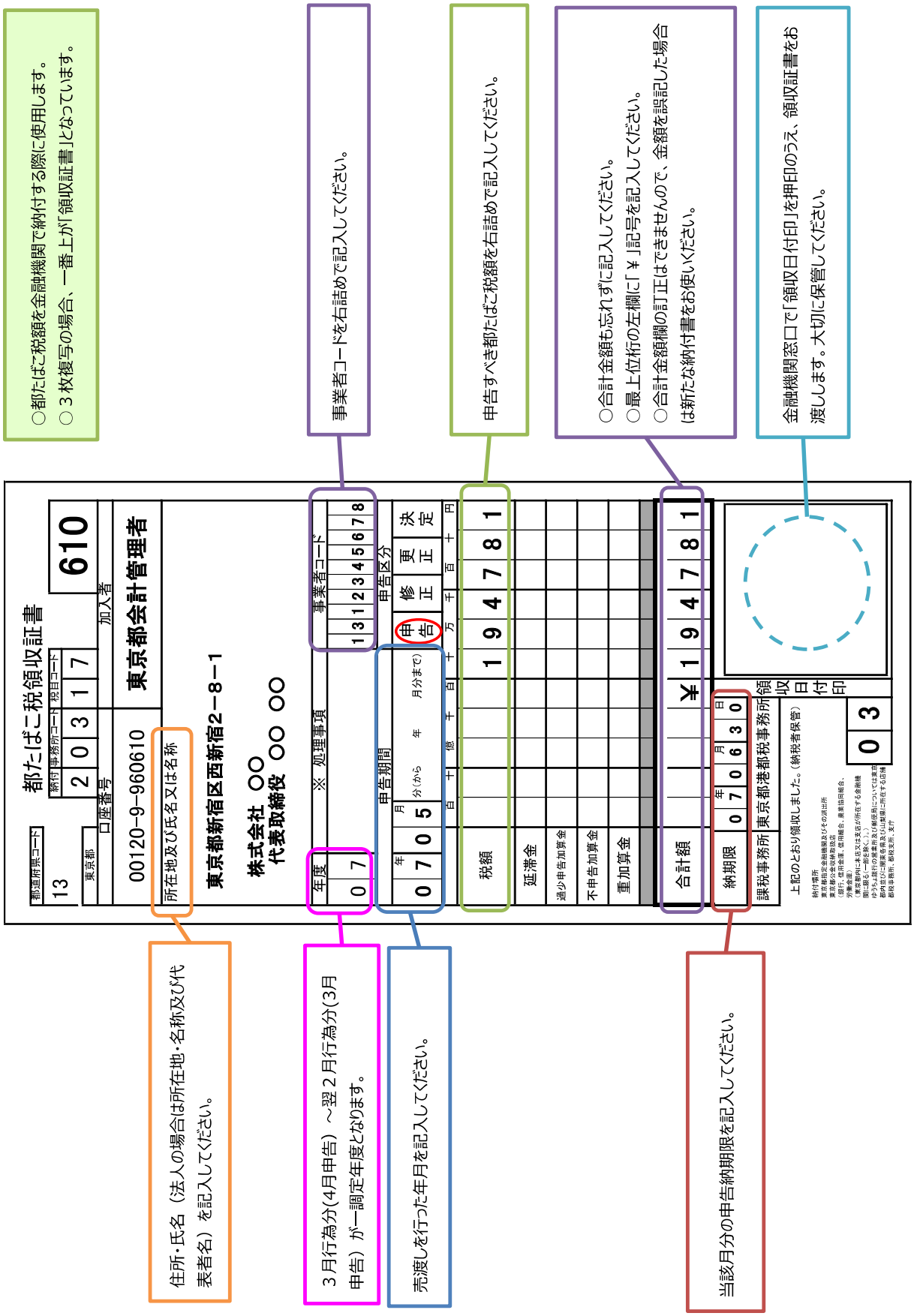

納付場所
東京都指定金融機関及びその派出所
東京都公金収納取扱店
（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫）
（東京都内に本店又は支店が所在する金融機関に限る（一部を除く。）。）
ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局については東京都内並びに関東各県及び山梨県に所在する店舗都税事務所、都税支所、支庁

領収日付印

0 3